

平成28年 第2回沼田町議会臨時会 会議録

平成28年 2月15日(月)

午後 2時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	渡 邊 敏 昭	議 員	1 番	高 田 勲	議 員
	2 番	津 川 均	議 員	3 番	大 沼 恒 雄	議 員
	4 番	小 峯 聡	議 員	5 番	久 保 元 宏	議 員
	6 番	長 原 誠	議 員	8 番	杉 本 邦 雄	議 員
	10 番	橋 場 守	議 員			

2. 欠席議員 7 番 鵜 野 範 之 議 員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 金 平 嘉 則 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗 中 一 弘 君	総務財政課長	菅 原 秀 史 君
政策推進室長	吉 田 憲 司 君	農業商工課長	横 山 茂 君
住民生活課長	浅 野 信 行 君	建設課長	中 野 栄 治 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	谷 口 勲 君	会計管理者	後 藤 一 昭 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 生 沼 篤 司 君 次 長 篠 原 毅 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三 浦 剛 君 書 記 林 亮 太 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
議案第3号	指定管理者の指定について
議案第4号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第6号	沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例について
議案第7号	平成27年度沼田町一般会計補正予算について
議案第8号	平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第9号	平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算につい て
議案第10号	平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算につ いて
議案第11号	平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第12号	平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第13号	平成27年度沼田町水道事業会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は9名です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成28年第2回沼田町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、杉本議員、10番、橋場議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、議案第3号。指定管理者の指定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第3号。指定管理者の指定について。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。記、1施設の名称町立沼田厚生クリニック、2指定管理者となる団体の名称北海道厚生農業協同組合連合会、3指定の期間10年間。平成28年2月15日提出、町長名でございます。提案理由を申し上げます。昨年第4回定例会において議決いただきました、町立診療所の設置及び管理に関する条例によります町立沼田厚生クリニックの平成28年4月1日からの管理運営について現在、沼田厚生クリニックを運営されている北海道厚生農業協同組合連合会を指定管理者として指定し、引き続き運営管理を行っていただこうとするものです。指定管理の条件として、指定診療所として円滑的効率的運営を図るとともに、患者サービスの向上を図ることとして指定管理者に行う業務の範囲は診療所

の運営と現在クリニックの建物・医師住宅・それらの敷地、またクリニック内にあり、町に移譲される医療機器・備品の維持管理を含むものとしております。指定管理者として指定にあたりまして、町立診療所に移換後も北海道厚生連が継続して運営することが効果的で運営を確保するために必要と判断しまして、沼田町公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例により、候補者として選定し、その後北海道厚生連から指定管理者指定申請書の提出を2月9日に受けたところでございます。指定管理者との基本協定につきましては、4月1日の締結に向け、内容の詳細を協議していく事としております。以上で提案理由と致します。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、まず久保議員。

○5番（久保元宏議員）はい。質問4つ程させていただきます。1つは今課長の方で条件の文言を説明いただきましたが、その仰ってくれたところは過去議会で議決があればそれも説明をいただきたいと思います。若しくはこれからそれを明文化するのであれば、その事も説明いただければと思います。2つ目は、この10年間の根拠についてご説明を頂戴したいと思います。3つ目は、この10年の後はどのようにされるのかご説明頂戴したいと思います。4つ目はですね、仮にこの10年間の間でお互いのそれぞれの理由で破綻といいますか、解消する場合にはどのような事を準備されているか。この4つの説明を頂戴したいと思います。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）久保議員、申し訳ありません。1番目のやつもう1回。

○5番（久保元宏議員）はい。課長の方から今回の議案第3号に対して、条件の説明がありましたが、その条件は過去議会で可決されている事であればその事を改めて報告いただきたいと。もしされていないのであれば、これからどのような形で明文化するかということについて説明を頂戴したいと思います。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。関連でございせんか。はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。管理条件につきましては、診療所の条例の段階である程度の決まりごとと、これから規則でむかって記載することと、基本協定の中で決めることとございます。基本協定につきましては、28年度の予算に係ることもございますので、予算特別委員会などでの報告をさせていただきたいと思います。10年間の根拠ですが、指定管理者につきましては、ある程度の期間を持つての協定が一般的でございます。基本となる年数は、5年がいいのか、10年がいいのか協議の中での話でございますが、大体10年を目途に見直しをかけていきたいという事で10年としております。

○議長（渡邊敏昭議長）その後については。3つ目、4つ目。

○保健福祉課長（黒田美和課長）10年後以降ですね。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。見直しはかけて収支の状況なども判断致しますが、継続されるかその場で違う医療機関に推しをかけるかのその時の判断になるかと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）4つ目の、もしこれが解消されることがあったときなんかはどうするかという。

○保健福祉課長（黒田美和課長）すみません。その辺は想定はしておりませんでしたので、協議になるかと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）今の話ですが、違約金の議論はされておられませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）違約金の協議はしておりません。

○5番（久保元宏議員）はい。よろしいです。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。他にございませんか。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）小峯議員。

○4番（小峯聡議員）はい。4番小峯でございます。今まで色々説明を受けておりましたけれども、最近あの他の深川とか滝川とか砂川とかの病院へ行くことがちょっとありまして、その際にですね最近の病院の対応が大分変わってきているんだなという風な印象を受けております。それであの指定管理を厚生連にすることに伴ってですね、人間が同じであれば同じ対応しかできない様に私は思いますので、その辺の新たに指定管理をするにあたって来院者を増やすために何か対策を考えているのかという事と、先ほどの説明の中で患者のサービスの向上という文言がありましたけれども、その部分についてどういう風な考えを持っているのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）関連でありませんか。はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）北海道厚生連に対しましては、町からも今後の運営に関して町立診療所として要請をしてきているところでございますが、今回指定管理の申請の中で挙げられてきた計画の中では、地域医療に担う常勤体制の維持、体制の安定を確保を含め、こちらの条件なども組んでいただいていると判断しております。来院数の増員などにつきましては、人間ドッグなど各種検診の推進などに力を入れて、高齢者福祉事業などについても医療福祉施設との連携を図っていきたいという風に記載されておりますので、そのように取り組んでいただければと思います。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、小峯議員。

○4番（小峯聡議員）来院者の確保について今あの健診・ドッグなどでという風な話でしたけれども、実はですね、厚生病院に行かない理由に、過去に色んな事があって、例えば薬、他の病気2つ持ってて1つの、例えば深川とか旭川とかに通ってたんだけど、2つ持っている内の1つが良くなってあと薬だけで良くなったんで厚生病院で薬をもらおうとしたら、今までそっち行ってたんだからそっちへ行ったらいいんじゃないかという風に言われたという方も中にはいるという風に聞いております。また他にも色んな今までの中で色んな事で、いきたいんだけど断られて行けないんだとか、あそこあまり行きたくないとかという様な話も耳にすることもありますので、できればあのほたる館などもそうなんですけれども、どこをどういう風に直していったらいいのかという様な対策をね、やるべきではないかという風に私は考えているんですけれども、その辺の考えはいかがですか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの仰るとおりでございまして、我々はこのどうやってその運営するかっていう細かなその運営委員会とですね、やっぱり地域の住民の方にも入っていただきながらも、まあそういう組織を作って意見をですね、出しやすいような、それから組みやすいような、あの厚生連と十分な連携をとれるような体制に持っていききたいという風に思っていますので、まあ個々の今仰ったことも含めてですね、これから色んな事をやっぱりお話をして、お互い利用しやすいっていうか、に目指していければなという風に思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、議案第4号。町職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第4号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年2月15日提出、町長名でございます。条文の朗読は省略させていただきますまして、提案理由を申し上げます。平成27年国家公務員の給与に関しまして、民間格差を是正することと致しました人事院勧告によって、勧告に沿って給与改定等を実施することとした給与改正法が1月20日、参議院本会議で可決され、成立してございます。沼田町におきまして、人事院勧告に準拠致しまして、また他町の動向を踏まえ、職員の給与条例の改正を提案するものでございます。改正の内容につきましては、別紙で配布しておりますそちらの方で説明させていただきます。（1）の給与の改正でございますが、改定率平均0.4%の引き上げで、各級の改定金額につきましては記載のとおりでございます。初任給を高校・大卒共に2千5百円引き上げ、若年層に配慮した改定となっております。高齢層につきましては、民間の給与債を考慮し、それぞれ千百円の引き上げとなっております。

（2）の期末勤勉手当の改正でございますが、年間支給月額4.1ヶ月分を0.1ヶ月分引き上げ、4.2ヶ月分とする改正であります。一般行政職、平成27年度分改正におきましては、12月期、勤勉手当におきまして、0.1ヶ月分を引き上げることとし、平成28年度以降は、6月・12月支給に関する勤勉手当をそれぞれ0.05分引き上げることとしております。実施時期でございますけれども、給与・期末勤勉共に平成27年4月まで遡りまして、1月までに既に支給致しました給与・期末勤勉手当・超過勤務手当につきましては、2月の給与支給にあわせて支給したい考えでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）はい。3番大沼です。正職員さんの人事院勧告によりその給料を改正するという事はわかるんですけど、これに伴ってまあ前回から話している臨時職員さんの関係については、これはどのように考えておられるのかお聞きしたいです。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。臨時職員の給与につきましては、介護職員につきましては、昨年12月にですねまあ一部と言いますか、待遇改善を図ったところでございまして、現在平成28年度に向けてですね、全体的な臨時職員のです

ね、見直しを考えているところでございまして、改めまして予算特別委員会の方で説明させていただければと思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他に質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、議案第5号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第5号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年2月15日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。特別職の期末手当の年間支給月数につきましては、職員に準じ、支給月数を改定を実施している事から、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に年間支給月数4.1ヶ月を0.1ヶ月分引き上げ、4.2ヶ月分とする改定であり、改正概要特別職に記載しておりますが、平成27年度分改正におきましては、12月期の期末手当において0.1ヶ月分を引き上げることとし、28年度以降は6月・12月に支給する期末手当をそれぞれ0.05ヶ月分引き上げ、年間支給月数を4.2ヶ月分に改正する条例改正でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）質疑じゃないんだけどね、この議案第5号の条文のと

ころでね、第2条のね、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するってことでね、次の2段目にね、同項第2号中100分の222.5と書いてあるんだけど、これでいくと次のは、100分の217.5になるっていうと下がってしまうでしょ。これ間違いではないのかなと。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。この条例はですね、先ほど若干申しあげました27年度分につきましては、12月分で0.1ヶ月増やすっていう条例をまず整理致しまして、平成28年4月以降につきましては、現状から見ますと0.5ヶ月分ずつ増やすっていう事になりまして、ですので27年段階の条例から28年に対しましてはですね、12月期の手当分が若干下がる、0.05下がるという様なことの整理になってございまして支給月を平成27年度につきましては、12月に全て固めて支給という事での条文になってございます。

○議長（渡邊敏昭議長）2回に分けるからそういうことになるっていうことですね。暫時休憩致します。

14時20分 休憩

14時21分 再開

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、議案第6号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第6号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年2月15日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただきまして、提

案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、期末手当につきまして、職員及び特別職と同様に0.1ヶ月分を引き上げ、支給月数を4.2ヶ月分とするものでございます。改正概要、議会議員の記載のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7、議案第7号。平成27年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案7号。平成27年度沼田町一般会計補正予算について。平成27年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年2月15日提出、町長名でございます。別冊の平成27年度沼田町一般会計補正予算第9号、1頁をお開き願いたいと思います。平成27年度沼田町一般会計補正予算第9号。平成27年度沼田町の一般会計の補正予算第9号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,291万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,903万2千円と定める。2項省略致します。平成28年2月15日提出、町長名でございます。今回の補正につきましては、先ほど議決いただきました給与改正に伴います給与手当などと、除排雪に係ります補正でございます。7頁をお開き願いたいと思います。7頁歳出でございます。1款議会費、1項1目議会費、3節職員手当等、議員期末手当19万5千円の増額補正でございますが、期末手当0.1ヶ月分の増額補正でございます。3款民生費、1項3目介護支援費、28節繰出金、介護保険特別会計繰出金10万5千円の増額補正でございますが、後程介護保険特別会計の中でも説明があるかと思いますが、今回の給与改定と共済掛金制度の改正に伴います給与職員手当、共済費などと年度末までの所要額を見上げたものに

よりも繰出金の増額補正でございます。8款土木費、2項1目道路橋梁維持費、13節町道除雪業務委託料6百万円の増額補正であります。本年の降雪状況につきましては、年末までは比較的少なく推移しておりましたが、2月11日現在で過去10年の平均を上回っており、特に年明けからは5メートル30センチの降雪を観測し、例年の降雪量の約半分が降った状況でございます。今後の降雪を例年同等と見込み、最終排雪及び融雪機の前野幹線排水路等の引き上げ、二除雪区間の雪割りを考慮し、所要額を積み上げて計上したものでございます。同じく4項都市計画費、1目公共下水道費、28節公共下水道特別会計繰出金2万の減額でございますが、これにつきましても今回の規約改正と共済組合掛金制度の改定に伴います給与・職員手当・共済費などの積み上げにより繰出金の減額補正でございます。8頁をお開き願いたいと思います。13款職員費、1項1目職員費663万6千円の増額補正でございますが、今回の給与改正と共済掛金制度の改正に伴う給与・職員手当・共済費などと、年度末までの所要額を見込み積み上げ、補正するものでございます。6頁をお開き願いたいと思います。6頁歳入でございます。11款地方交付税、1項1目地方交付税1,291万6千円の増額補正でありまして、今回提案しております歳出補正に対し地方交付税を増額致しまして、収支の均衡を図ったものでございます。以上、申し上げます提案説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）高田議員。

○1番（高田勲議員）8頁のですね、あの職員費なんですけれども、普通の給与とか手当とかは共済費はいいんですけれども、これ超過勤務手当の増というのも今回の人事院勧告に基づくものなんでございましょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。この一部ですが、その分になります。基本的には年度末までの所要額を見込んだ中での増額という事で、見ていただければという風に思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）超過勤務が増えているという判断でよろしいか。

○議長（渡邊敏昭議長）総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。現状の中で、まあ現在12月期までの時間外が積算されておりますが、26年度と比べた中でも若干増えている様な状況になってございます。

○1番（高田勲議員）いいです。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。他にご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第8、議案第8号。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長）はい。議案第8号。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年2月15日提出、町長名でございます。別冊の平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第3号の1頁をお開き下さい。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第3号。平成27年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,800万5千円と定める。2項については省略させていただきます。平成28年2月15日提出、町長名でございます。それでは、5頁の下段の歳出をご覧いただきたいと思っております。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、38万1千円の減額で、合計1億6,813万円となっております。内訳については2節給料、3節職員手当等につきましては、先ほど来説明のある給与改正、制度改正に伴いそれぞれ増額となっております。4節共済費につきましては、それぞれの制度改正に伴う共済費・組合費の増減分と、当初予定していた臨時職員の採用が全てできなかったという部分があります。その為、社会保険の減額分があります。詳細につきましては、人件費については6頁を参照願いたいと思っております。次に上段の歳入でございますが、1款の分担金及び負担金については、全体の収支を図る為生活費を70万2千円減額したものでございます。2款使用料及び手数料につきましては、自立

者向けの短期宿泊事業の利用日数が増えたことにより、32万1千円の増額となっております。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）臨時職員の採用ができなくて、ショートステイが増えているという事ですよ。この今の場合ね。となるとね、今までいた人数でもって頑張ってきているっていう話になりますよね。その中でですね、採用したくても採用できなかったんだからしょうがないのかもしれないけれど、かなり職員さん臨時さんには負担をかけているのかなと。園長自身も多分頑張ってきてらっしゃるのかなと思うんだけど、これからの見込みっていうのはどういう風に考えられるのかお知らせ願えますか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。園長。

○和風園園長（安念昌典園長）すみません。社会保険料の減額という事で、臨時職員の常勤のですね、社会保険に加入する常勤の臨時職員の採用を本来は見込んでいたところがあったんですが、結果として常勤の方というよりはですね、非常勤の月に10日とか14日とかそういう方が去年5人ぐらい採用できまして、その常勤の介護員が足りない部分についてはそこで十分補完しているという認識であります。それから将来に向けてなんですが、臨時さん達にまずは辞めてもらわない環境、辞めたくない様な環境を作ることが一番大事だと思ってまして、そういう職場づくり、職場の環境づくり、職場の風土を良くしていこうという取り組みを常に考えて意識してやっているところでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第8号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決し

ました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第9、議案第9号。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（谷口勲園長）はい。議案第9号。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年2月15日提出、町長名でございます。別冊、補正予算第3号の1頁をお開きいただきたいと思います。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第3号。平成27年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,282万7千円と定める。2項省略致します。平成28年2月15日提出、町長名でございます。今回の主な補正につきましては、給与改定による人件費の増額でございます。5頁をお開きいただきたいと思います。歳出から説明致します。下段の歳出の表をご覧ください。1款1項1目一般管理費、49万3千円の増額でございます。2節給料38万9千円の増、3節職員手当74万5千円の増額でございます。4節共済費64万1千円の減額でございます。2項2節給料職員手当につきましては、給与改定による増額でございます。4節の共済費につきましては、給与改定による増額と制度改正、制度率の改定によります退職手当組合負担金の減額が大きいものでございますので、そういった減額になってございます。上段を歳入をご覧ください。1款1項2目短期入所生活介護報酬収入、1節短期入所生活介護収入44万円の増額でございます。2節短期入所生活介護収入等利用者負担金4万9千円の増額でございます。いわゆるショートステイ短期入所生活介護でございます。その利用者の増によります増額でございます。以上、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）1番高田です。歳入の方で、ショートステイのね、方での収入を40万、50万近く見込んでいるんですけども、私の認識が間違っていたらあの訂正しますが、旭寿園さんのショートステイっていうのは、意外と今稼働率は確か低いんだらうなっていう様な認識を持っておりまして、ここにはめ込んだ数字とい

うのは、今までの実績ではめ込んでいるのか、それともあとこれから3月までの期待値も含めてはめ込んでいるのか、そこをお聞かせください。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、園長。

○旭寿園園長（谷口勲園長）実際にはですね、今仰るとおりですね、ショートステイ10名の枠がございますけれども、低い状況でございます、今後増加する期待を込めた補正でございます。

○1番（高田勲議員）いいです。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○1番（高田勲議員）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第9号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第10、議案第10号。平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（谷口勲園長）議案第10号。平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年2月15日提出、町長名でございます。別冊、特別会計補正予算第3号の1頁をお開きいただきたいと思います。平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算第3号。平成27年度沼田町の高齢者グループホームなごみ特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,019万9千円と定める。2項省略致します。平成28年2月15日提出、町長名でございます。今回の主な補正につきましては、給与改正による補正でございます。5頁をお開きいただきたいと思います。下段、歳出からご説明致します。1款1項1目一般管理費10万6千円を増額でございます。2節給料6万円、3節職員手当6万1千円の増、4節共済費1万5千円の減額でございます。それぞれ給与改定による増額で

ございますが、共済につきましては、退職手当負担金が減額しておりますので、若干共済費につきましては、1万5千円の減額となっております。上段、歳入でございますが、1款1項2目通所介護サービス費収入10万6千円の増額でございます。1節通所介護費収入9万5千円の増、2節通所介護費収入利用者負担金1万1千円の増額でございます。これはあの通所介護利用者の日数が増えた為に、増額をするものでございます。以上、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第10号は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第11、議案第11号。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第11号。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年2月15日提出、町長名でございます。介護保険特別会計補正予算第2号をお開き下さい。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算第2号。平成27年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,756万5千円と定める。2項省略致します。平成28年2月15日提出、町長名でございます。今回の補正につきましては、先ほどから説明がございます職員給与の改正などによります職員の人件費に係わる増額となっております。5頁をお開き下さい。下段の歳出ですが、4款地域支援事業費、2項包括的支援事業費、2目総務費ですが、一人分の人件費にかかります10万5千円の増額となっております。給

料額の改正と勤勉手当の改正に伴います増額、超過勤務実績による増額とし、共済費につきましては当初予算からの負担率の確定などにより減額となっております。上段の歳入ですが、歳出10万5千円の増額により一般会計繰入金と同額増と致しました。以上、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第11号は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第12、議案第12号。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）はい。議案第12号。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年2月15日提出、町長名でございます。別冊の平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第2号の1頁をご覧ください。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第2号。平成27年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,231万9千円と定める。2項省略致します。平成28年2月15日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（中野栄治課長）はい。ありがとうございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第12号は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第13、議案第13号。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）はい。議案第13号。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年2月15日提出、町長名でございます。別冊の平成27年度沼田町水道事業会計補正予算書第3号の1頁をご覧ください。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算第3号。第1条、平成27年度沼田町の水道事業会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。2項省略させていただきます。平成28年2月15日提出、町長名でございます。本補正予算につきましては、町職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものが主な理由でございます。10頁の方をご覧ください。支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費でございます。5万9千円の増額でございます。給料、職員給与3千円の増、手当、勤勉手当3万8千円の増、法定福利費につきましては、1万8千円の増額となっております。給与・手当につきましては、給与条例の改正に伴うものがございます。法定福利費につきましては、当初予算からの率の確定による精査をしたものと給与改定によるものがございます。この予算の収入につきましては、2頁の方をご覧ください。2頁の一番下段でございますけれども、今回の不足額5万9千円につきましては、繰越未処分利益剰余金より補填することと致します。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第13号は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） お異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（渡邊敏昭議長） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成28年第2回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

14時51分 閉会